

# 卷 末 資 料



# 1. 緑と景観の施策に関する用語集

## 3R(すリーあーる)

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (ルール) の総称です。

一つめのR (リデュース) とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

二つめのR (リユース) とは、使える物は、繰り返し使うことです。

三つめのR (リサイクル) とは、ごみを資源として再び利用することです。

## CASBEE(キャスビー)

「CASBEE」(建築物総合環境性能評価システム) は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法です。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

## SEGES(シージェス)

「SEGES」(社会・環境貢献緑地評価システム) は、貢献度の高い優れた緑を評価認定する、いわば「緑の認定」です。良好に維持管理されている身近な緑は、環境を保全し、安らぎと潤いのある美しいまちづくりに貢献します。SEGESでは、企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定しています。

## 愛知県版レッドデータブック

愛知県が、日本の絶滅のおそれのある野生生物種について、それらの生息状況などをとりまとめたものです。

## 街路樹

道路用地内において、車道と平行に列植されている高木。高木は、高さ3m以上の樹木をさします。

## 景観協定

土地所有者などの合意による自主的な協定です。建築物、工作物、緑、看板、青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を一体的に協定するものです。

## 景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区です。建築物の形態意匠(デザイン・色彩など)、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などを定める制度です。

## 景観農業振興地域整備計画

美しい農山村づくりを促進していくことを目的とした、農林水産省が所管する整備計画です。棚田などの特徴的な景観を有する農地の保全や耕作放棄地などの改善を図り、美しい農村景観を形成するとともに、そうした資源を活用しながら都市と農山村の交流を進め、地域の活性化を促していくものです。

## 景観法

日本の都市、農山漁村などにおける良好な景観の保全・形成を促進するための法律です。日本初の景観に関する総合的な法律として 2004 年 6 月制定されました（施行は 12 月）。

## 景観緑三法

2005 年 6 月 1 日をもって全面施行された「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の 3 法の総称です。

## 市民農園

区画された場所を住民に貸し出して菜園や花畑などとして利用する施設で分区園ともいいます。

## 借地公園

都市公園法の改正により、企業の保有する遊休地などを期限付きで地方公共団体が借り上げ、借地公園として整備・活用をするため、定期の借地公園について、期限満了により公園管理者の権限が消滅した場合と都市公園の保存規定の例外項目としました（平成 16 年度）。

## 樹容

樹木の樹高や樹形など樹木の姿をいいます。

## 循環型農業

「農業のもつ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」。化学肥料・農薬の削減量に応じてタイプ分けされていますが、有機農業や、合鴨・鯉などを使う生物稲作もその一形態に位置づけられました。

## 心象的風景

心の中に描き出されるみよし市の姿をいいます。本計画では歴史性のある祭りを対象としています。

## 多自然型工法

自然景観づくりと治水を両立させた多自然型河川への工法をいいます。

### 地域森林計画

全国森林計画に即して、都道府県知事が全国 158 の森林計画区の民有林について、5年ごとに 10 年を 1 期として立てるものです。

対象となる民有林は、自然的経済社会的諸条件およびその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる森林です。

### 地区計画

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方について、地区の特性に応じた決め細やかなルールを定めるまちづくりの計画です。

### 地区計画等緑化率条例

緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度と同様の制度です。地区計画などの区域内において、地区整備計画などで定めた建築物の緑化率の最低限度を、条例（地区計画等緑化率条例）で、建築物の新築などに関する制限として定めることができます。

### 堤体

堤防などの本体をいいます。

### 登録有形文化財

近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代などの文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制などの強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

### 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。

### 都市公園法

都市公園の設置および管理に関する基準などを定めた法律です。平成 17 年の景観法の制定にあわせて改正されました。都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とします。

### 土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善や宅地などとしての利用を増進

するために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。

### 農業振興地域

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に基づき指定されている区域をいいます。

### 農業ソムリエ

第 6 次三好町総合計画策定のためのまちづくりワークショップにて、住民から提案された造語です。遊休農地を農地として利用したい人に貸し出し、これまで農業に携わってきた方が農業ソムリエ（アドバイザー）となり、農園の利用者に農業に関するアドバイスをします。

### 農用地区域

農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地など）を定めて設定する区域をいいます。

### ビオトープ

自然環境を保全あるいは創造する際の基本単位であると同時に、野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間をいいます。

### 保安林

災害防止や公共の福祉増進、他産業の保護などを目的として、森林法により、伐採、使用を制限、禁止されている森林をいいます。

### ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって、労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することをいいます。

### 保全配慮地区

「都市緑地法」に基づき緑の基本計画で定める「緑地保全地区以外の地区であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことをいいます。

### マンセル値

アルバート・ヘンリー・マンセルが考え出した色の表現法で、3属性（色相、明度、彩度）を数値化して表したものです。景観計画で色彩に関する景観形成基準を設定する

場合は、このマンセル値で表すことが主流となっています。

これは、「マンセル」が世界共通の基準を用いているということ、また、色彩を表す記号を見れば、色見本帳が無くて、およその色が想定可能であるということからです。以下に、マンセル表色系の概要を示します。

色相：色合いを示します。

色相は、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の 10 種の基本色で構成します。また、色が赤 (R) から黄赤 (YR) へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号 (R) の前に 0 から 10 の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表示します。なお、0R は 10 RP と同じで、10R は 0YR と同じです。

(0R (=10RP) → 1R → 2R → 3R → 4R → 5R → 6R → 7R → 8R → 9R → 10R (=0YR))

明度：色の明るさを示します。

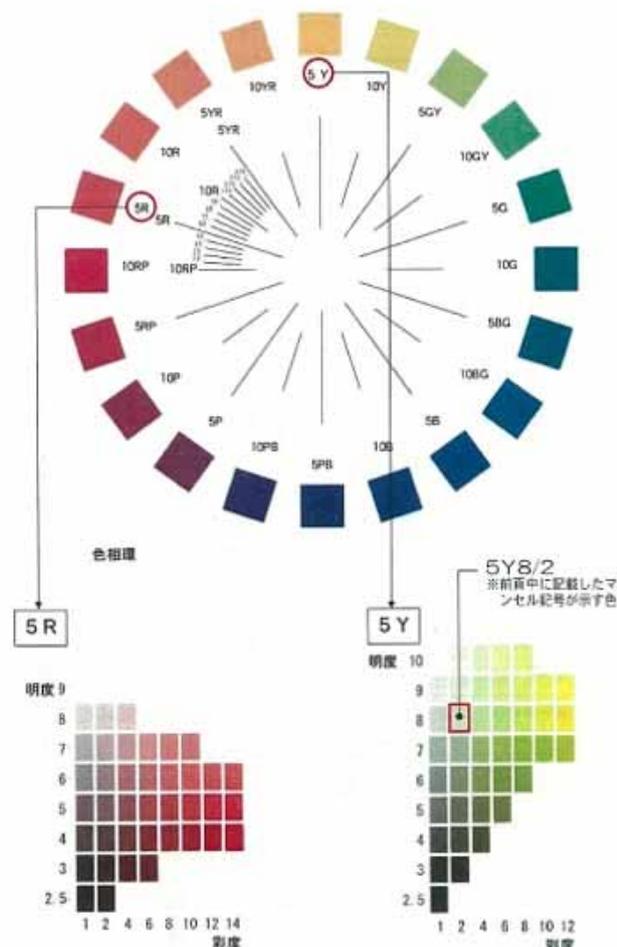
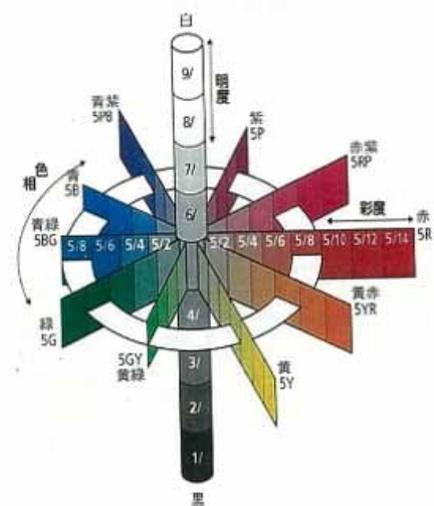
色の明るさを最低明度である黒の 0 から、最高明度である白の 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色は数値が大きくなります。

彩度：色の鮮やかさを表します。

色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す 0 から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色によって限界があるため、色相ごとに彩度における最高尺度は異なります。色身のない鈍い色ほど数値が小さくなり、一方、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

10 種の基本色を細分化して環状に配置したものを色相環といい、右に示すような図で表現されます。

このそれぞれの色相に対して、明度と彩度で表す色の分布図があります。



## 緑の外環

豊田市緑の基本計画に設定されている、都市環境の維持・向上、市街地の無秩序な拡大の抑制、生物多様性の保全、景観形成の維持などを目的として、市街地周辺の緑地からなる環状緑地帯のことをいいます。

## 緑地協定

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意に基づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とした協定です。

## 緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域です。都市計画法の地域地区の一つとなります。

## ランドマーク

その土地の目印や象徴になるような自然物や建造物のことをいいます。

## 谷戸(やと)

台地や丘陵地が雨水や湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた谷状の地形をいいます。雑木林や水田などがある谷戸の環境は、多様な生物が生息する地域です。

## 遊水機能

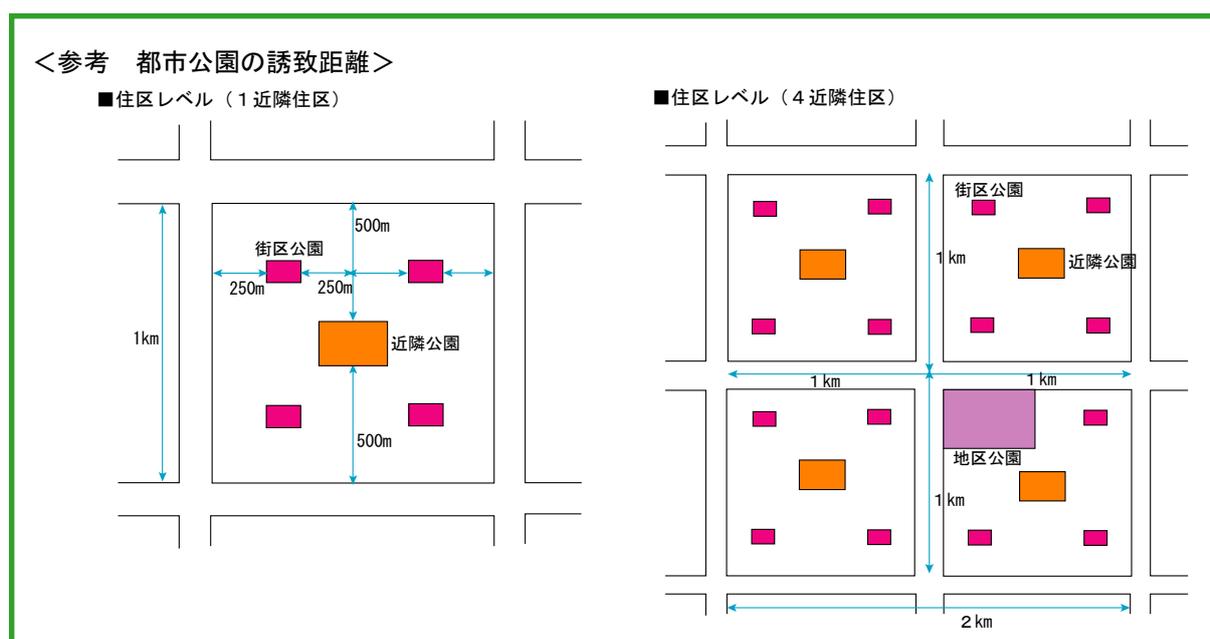
洪水時に、一時的に水を貯留する機能をいいます。

## ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインすることをいいます。

## 2. 公園緑地の種類と配置（誘致距離）について

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者が利用することを目的とした公園。誘致距離 250mの範囲内で 1 か所あたり 0.25ha の面積を標準とする。…小坂公園、蜂ヶ池公園など
	近隣公園	主として近隣に居住する者が利用することを目的とした公園。誘致距離 500mの範囲内で 1 か所あたり 2ha の面積を標準とする。…三好丘公園、黒笹公園など
	地区公園	主として近隣に徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とした公園。誘致距離 1km の範囲内で 1 か所あたり 4ha の面積を標準とする。…保田ヶ池公園、細口公園など
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用できることを目的とした公園。都市の規模に応じて 1 か所あたり 10～50ha を標準とする。…三好公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動ができる公園。都市の規模に応じて 1 か所あたり 15～75ha を標準とする。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全や改善、都市の景観の向上を図られている緑地。1 か所あたり 0.1ha 以上を標準とする。
緑道		災害時における避難路や都市生活の安全性や快適性の確保などを図ることを目的とした設けられた歩行者路または自転車路を主体とした緑地。幅員 10～20mを標準とする。…前田緑道、天王緑道など



3. 都市のみどりに関する制度

分類	制度など	制度概要	指定要件など	行為の制限	指定のメリット		
					対象緑地に対して	固定資産税・都市計画税	相続税
公園	都市公園 (楷地公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者との貸借契約により土地物件に関する権原を借り受けて都市公園を開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園に準じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税 (地方公共団体に無償貸し付けの場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4割評価減 (契約期間20年以上などの条件を満たす場合)</li> </ul>	
	市民緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体などが土地所有者と契約を結び、地域の人々の利用に公開</li> </ul>  <p>白幡市民緑地(さいたま市)</p>	(対象となる土地) ① 都市計画区域内の300㎡以上の土地または人工地盤、建築物その他の工作物 ② 特別緑地保全地区および緑地保全地域内の土地も対象 (契約期間) ・5年以上	(契約の内容) ① 市民緑地契約の対象となる土地などの区域 ② 市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項 ③ 緑化施設の整備に関する事項 (人工地盤・建築物などの場合) ④ 市民緑地の管理の方法に関する事項 ⑤ 市民緑地の管理期間 ⑥ 契約に違反した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者などの契約を締結することにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される</li> <li>地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減</li> <li>緑地環境整備総合支援事業において、緑地の公開に必要な施設整備が国の補助対象となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税 (地方公共団体に無償貸し付けの場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2割評価減 (契約期間見たす場合)</li> </ul>
地域地区など	緑地保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山などの都市近郊の緑地、広域的な緑地を、届出、命令制により保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化の防止、公害もしくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの</li> <li>地域住民の健全な生活環境を確保するため、適正に保全する必要があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全地域に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事への届出が必要になり、原則、届出後30日は行為の着手は不可</li> <li>①建築物その他工作物の新築、改築または増築</li> <li>②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更</li> <li>③木竹の伐採</li> <li>④水面の埋立または干拓</li> <li>⑤屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里地・里山など都市近郊の比較的広い大規模な緑地について、一定の土地利用と調和した保全が可能</li> <li>管理協定との併用により、管理の負担を軽減することが可能</li> <li>市民緑地制度との併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高1/2の評価減 (管理協定と併用すれば非課税)</li> <li>土地所有者の申出により買入れられる場合に、譲渡所得には2,000万円の控除を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林、原野については8割評価減 (管理協定と併用すればさらに2割評価減)</li> <li>延納利子税の利率を、課税相対財産の価額に占める不動産などの価額の評価が、50%以上の場合：3.6%、50%未満の場合：4.2%とする</li> </ul>
	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な自然環境を形成している緑地を対象に、開発行為を許可制により規制し、現状凍結的に保全</li> </ul>  <p>熱田神宮緑地保全地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模および形態を有するもの</li> <li>神社、寺院などの建造物、遺跡と一体となり、または伝承もしくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの</li> <li>風致または景観が優れているもの</li> <li>動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事の許可が必要</li> <li>①建築物その他工作物の新築、改築または増築</li> <li>②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更</li> <li>③木竹の伐採</li> <li>④水面の埋立または干拓</li> <li>⑤屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積など</li> <li>(土地の買入れ)</li> <li>土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、その土地の買入れを申し出ることが可能</li> <li>土地の買入れは、都道府県、市町村あるいは緑地管理機構</li> <li>地方公共団体は、土地の買入れ費用を国からの補助を活用することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市における必要な緑地において、現状凍結的に保全すること</li> <li>管理協定を併用することが可能</li> <li>管理協定を併用することによって、管理の負担を軽減すること</li> <li>市民緑地制度との併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高1/2の評価減 (管理協定と併用すれば非課税)</li> <li>土地所有者の申出により買入れられる場合に、譲渡所得には2,000万円の控除を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林、原野については8割評価減 (管理協定と併用すればさらに2割評価減)</li> <li>延納利子税の利率を、課税相対財産の価額に占める不動産などの価額の評価が、50%以上の場合：3.6%、50%未満の場合：4.2%とする</li> </ul>

分類	制度など	制度概要	指定要件など	行為の制限	指定のメリット	
					対象緑地に対して	相繰税
管理協定	<p>緑地保全地域、特別緑地保全地区の管理について、地方公共団体などが土地所有者と協定</p> 	<p>(締結の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体または緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域または近郊緑地保全地域内の土地所有者と管理協定を締結させることにより、これらの特別緑地保全地区などの緑地を管理することが可能</li> </ul>	<p>(管理協定の目的となる土地の区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管理協定区域内の緑地の管理に関する事項</li> <li>管理協定区域内の緑地の保全に関する事項</li> <li>管理協定区域内の緑地の整備に関する事項</li> <li>管理協定の有効期間（5年以上、20年以下）</li> <li>管理協定に違反した場合の措置</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山などの身近な自然は、人の手で適切な管理を行うことにより、豊かな自然を継承することができる</li> <li>協定を締結し、公告が行われた後には、この協定は、その後に管理協定区域内の土地所有者などになつた者にも効力を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税（地方公共団体に無償貸し付けの場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合は、特別緑地保全地区としての評価値に加えさらに2割評価減</li> </ul>
地区計画緑地保全条例	<p>条例に基づく許可制により、地区内の貴重な緑地を現状凍結的に保存</p>	<p>(区域の条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画など（「地区計画」「防災街区整備地区計画」「沿道地区計画」「集落地区計画」）において、現に存する樹林地、草地などで良好な環境を確保するため必要な保全に関する事項が定められている区域</li> </ul>	<p>条例を定めると、次の行為を行う場合に、市町村長の許可が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物その他の工作物の新築、改築または増築</li> <li>宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更</li> <li>木竹の伐採</li> <li>水面の埋立てまたは干拓</li> <li>屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に即し、条例により屋敷林や社寺林など、身近にある小規模な緑地について現状凍結的に保全が可能</li> <li>市民緑地制度を併用することによって、地域の自然とのふれあいの場として活用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
緑地協定制度	<p>土地所有者などの合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結</p>  <p>仙台市</p>	<p>(協定の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>45条協定：全員協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>すでにコミュニティが形成されている市街地における土地所有者などの全員合意により協定を締結し、市町村長の認可を受ける</li> </ul> </li> <li>54条協定：一人協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地所有者などが存在することでの力を発揮</li> </ul> </li> </ol> <p>(協定の締結者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者（民間デベロッパー含む）</li> <li>土地の借地権者（地上権または借地権を有するもの）</li> <li>土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者</li> </ol>	<p>(協定の目的)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緑地の目的となる土地の区域</li> <li>緑化に関する事項のうち、必要なもの</li> <li>保全または植栽する樹木などの種類</li> <li>保全または設置する樹木などの場所</li> <li>その他緑地の保全または緑化に関する事項</li> <li>緑地協定の有効期間（5年以上、30年未満）</li> <li>緑地協定に違反した場合の措置</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ、地域の環境・景観レベルが向上</li> <li>市町村によっては、助成措置があり、支援を受けられる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>

分類	制度など	制度概要	指定要件など	行為の制限	指定のメリット	
					対象緑地に対して	固定資産税・都市計画税
風致地区制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市における風致を維持するために定められる地域地区</li> <li>※都市の風致とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと</li> </ul>  <p>金華山長良川風致地区（岐阜県岐阜市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10ha 以上は都道府県、10ha 未満は市町村が指定</li> <li>風致地区内における建築などの規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令で定める基準に従い、地方公共団体が条例を制定する</li> </ul>	<p>風致政令における行為の規制は以下のとおりで、許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物の建築その工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退）</li> <li>② 建築物などの色彩の変更</li> <li>③ 宅地の造成など（適切な植栽などにより覆われた率、のり）</li> <li>④ 水面の埋立てまたは干拓</li> <li>⑤ 木竹の伐採</li> <li>⑥ 土石の類の採取</li> <li>⑦ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るための風致の維持が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税</li> </ul>	
生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内農地を都市計画決定し建築行為などを許可制により規制</li> </ul>  <p>名古屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、市街化区域内の農地で、次に該当する区域について都市計画に生産緑地地区を定めることが可能</li> <li>良好な生活環境の確保に相応の効果があり、公共施設などの敷地に供する用地として適しているもの</li> <li>500 ㎡以上の面積</li> <li>農林業の継続が可能な条件を備えているもの</li> </ul>	<p>以下の行為については、市町村長の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物その他の工作物の新築、改築または増築</li> <li>② 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更</li> <li>③ 水面の埋立てまたは干拓（土地の買取りの申出）</li> <li>④ 農林漁業の主たる従事者が従事することができなくなつた場合、または生産緑地として30年が経過した場合、市町村長に買取りを申し出ることが可能（生産緑地の取得のあつせん）</li> </ul> <p>市町村長は、買取りの申出がなされた生産緑地について、農林漁業に従事することを希望する者が取得できるようにあつせんする（行為の制限の解除）</p> <p>買取り申出があり、申出の日から3月以内に生産緑地の所有権の移転が行われなかつたときは、行為の制限は解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地並み課税の適用除外、農地として課税</li> </ul>	
保全配慮地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画において、緑地保全地域および特別緑地保全地区以外で、重点的に保全に配慮する緑地として指定する地区</li> <li>保全配慮地区のうち、特に重要な緑地は、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存樹・保存樹林などの法指定を行い、永続的な保全を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致景観の保全の観点から重要な地区</li> <li>自然生態系の保全の観点から重要な地区</li> <li>自然とのふれあいの場の提供の観点から重要な地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の現状や住民のニーズ、土地所有者の意向などを考慮しながら、柔軟な保全措置が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近に農業とのふれあいの機会を提供するとともに、都市内に緑を確保することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2割評価額減（特定市民農園の場合、3割評価額減）</li> <li>生産緑地ではさらに生産緑地として評価</li> </ul>	
市民農園	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が借地を行い、市民利用に供する分区分を整備</li> <li>特定市民農園：貸付期間20年以上など一定の要件を満たすもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償貸し付けの場合非課税</li> <li>有償の場合課税すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償貸し付けの場合非課税</li> <li>有償の場合課税すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償貸し付けの場合非課税</li> <li>有償の場合課税すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償貸し付けの場合非課税</li> <li>有償の場合課税すること</li> </ul>	

地域地区など

分類	制度など	制度概要	指定要件など	行為の制限	対象緑地に対して	指定のメリット	相称税
緑化地域制度	<p>・緑が不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける</p>	<p>・緑が不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける</p>	<p>＜指定要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある」区域を指定主体</li> <li>・都市計画法における地域地区として市町村が計画決定</li> </ul>	<p>＜緑化の義務付けの対象＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 敷地面積が原則 1,000㎡以上の建築物の新築または増築</li> <li>② 市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300㎡に引き下げる事が可能</li> <li>③ 増築の場合、従前の床面積の 2割以上の増築を行うものが対象</li> </ol> <p>＜義務付けの内容＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務付け</li> <li>② 都市計画における緑化率の最低限度の上限は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積の 25%</li> <li>・ 1－建ぺい率－10% のうち小さい数値</li> </ul> </li> </ol>	<p>・緑が不足している市街地において、建築物の新築・増改築にあわせ、一定規模以上の緑化を義務付けることより、効果的に緑を創出することができ</p>	<p>固定資産税・都市計画税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化地域において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について市町村長の認定を受けるとにより、緑化施設の特例措置を受けることが可能</li> </ul>	-
緑化施設整備計画認定制度	<p>・民間の建築物の屋上、空地などを緑化する計画を市町村長が認定すること、事業者が緑化に關して税制面で優遇措置を受けられること</p>	<p>・民間の建築物の屋上、空地などを緑化する計画を市町村長が認定すること、事業者が緑化に關して税制面で優遇措置を受けられること</p>	<p>＜認定の対象となる緑化施設＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「緑化施設」とは、樹木は地被植物などの植栽と、花壇、自敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留め、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチなどをいう</li> <li>② 認定の対象となる地区は「緑化地域」および「緑の基本計画」に定められた「緑化重点地区」</li> <li>③ 民間、公共を問わず、すべての建築物が対象で、既存の建築物に緑化施設を整備する場合や、既存の緑化施設を再整備する場合も含む</li> <li>④ 対象となる建築物の敷地の面積は緑化重点地区内（地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く）では、500㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域では 300㎡以上</li> <li>⑤ 緑地面積の敷地面積に対する割合は 20%以上</li> </ol>	<p>・建築物の屋上、空地など敷地内の緑化に対する税制面の優遇措置があるため、緑化が推進しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する緑化施設の概要、規模、及び配置</li> <li>・緑化施設の実施期間</li> <li>・緑化施設の整備の資金計画</li> <li>・その他の図面など</li> </ul>	<p>・建築物の屋上、空地など敷地内の緑化に対する税制面の優遇措置があるため、緑化が推進しやすい</p>	<p>・緑化施設について、固定資産税の特例措置を受けられることが可能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緑化重点地区内 課税標準 5年間 1/2</li> <li>② 緑化地域などのうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化率規制対象建築物に係る緑化施設、課税標準 5年間 1/3（義務の履行に必要な最低限度部分を除く）</li> <li>・緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設、課税標準 5年間 1/2</li> </ul> </li> </ol>	-

分類	制度など	制度概要	指定要件など	行為の制限	指定のメリット		
					対象緑地に対して	固定資産税・都市計画税 相続税	
組織	緑地管理機構制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 機構となりうる法人は、都市における緑地の保全および緑化の推進を目的として設立された民法34条に基づく公益法人および特定非営利活動促進法第2条第2項に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)</li> <li>② 都道府県が指定</li> </ul>	<p>(業務の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理協定に基づく緑地の管理</li> <li>② 市民緑地の設置および管理</li> <li>③ 都市計画区域内の緑地の買取りおよび買い取った緑地の保全</li> <li>④ 次に掲げる業務</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民などの利用に供する認定緑化施設の管理</li> <li>・認定計画に従った緑化施設の受託整備または認定緑化施設の受託管理</li> <li>・緑化施設の整備に必要な資金のあっせん</li> <li>・緑地の保全および緑化の推進に関する情報収集と提供</li> <li>・緑地の保全および緑化の推進に関する助言および指導</li> <li>・緑地の保全および緑化の推進に関する調査および研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人などの組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者の申出により買い入れる場合に、譲渡所得には2,000万円の控除を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、地方自治体が買い入れるのと同様の優遇措置がある</li> </ul>	相続税
条例	みよし市まちづくり土地利用条例	<p>「自然保全区域」 区域の空間イメージ……森林や丘陵地の公益的機能を守り、良好な里山風景や生態系の生息域を守る区域とします。 区域設定の方針……みよし市森林整備計画において、保全することになっている森林、みよし市ため池台帳に記載された池敷およびみよし市森林保全区域に指定された区域。 土地利用……条例上基本的には何もしない。 ただし、当該区域以外に代替地がない場合の農家住宅、分家住宅は可。自己の事業のように供するためのものであって1,000㎡未満の資材置場用地、駐車場用地は可（ただし、開発区域の周りを樹高1.5m以上の中高木植栽で囲わなければならない）</p>					

緑地などの保全のための法制度の比較概要

制度の名称	緑地保全地域 都市緑地法	特別緑地保全地区 都市緑地法	地区計画等緑地保全条例 都市緑地法	風致地区 都市計画法
根拠法	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街地化の防止、公害もしくは災害の防止のために適正に保全する必要があるもの。</li> <li>地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。(法第5条)</li> <li>緑地保全地域が定められた場合、都道府県は、以下の事項を定めた緑地保全計画を定めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事に届出なければならない行為の規制または措置の基準</li> <li>次のうち必要なもの(緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項、その他緑地保全地域内の緑地の保全に関して必要な事項)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街地化の防止、公害または災害の防止などのための必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模および形態を有するもの。</li> <li>神社、寺院などの建造物、遺跡などと一体となって、または伝承もしくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的または文化的意義を有するもの。</li> <li>次のいずれかに該当しかつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>風致または景観が優れていること</li> <li>動植物の生息地または生育地として適切に保全する必要があること(法第12条)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画などの区域(下記計画において現に存する樹林地、草地などで良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域に限る。特別緑地保全地区を除く。)内の土地の区域(法第20条第1項)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区整備計画</li> <li>防災街区整備地区整備計画</li> <li>沿道地区整備計画</li> <li>集落地区整備計画</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内(準都市計画区域内を含む)における次のいずれかに該当する土地について、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な土地の区域を定めることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地もしくは樹木に富める土地(市街地を含む)であって、良好な自然的景観を形成しているもの</li> <li>水辺地(水面を含む)、農地その他住民意識からなる郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの</li> </ul> </li> </ul>
指定権限	<p>都道府県(都市計画法第15条第1項4号)</p> <p>指定都市(都市計画法第87条の2第1項)</p> <p>2以上の都府県の区域にわたる場合：国土交通大臣(都市計画法第22条)</p>	<p>10ha以上：都道府県、指定都市(都市計画法第15条第1項第5号、都市計画法施行令第9条第1項第3号、都市計画法第87条の2第1項)</p> <p>10ha未満：市町村(都市計画法第15条第1項)</p>	<p>市町村(法第20条第1項)</p>	<p>10ha以上：都道府県、指定都市(都市計画法第15条第1項第5号、都市計画法施行令第9条第1項第3号、都市計画法第87条の2第1項)</p> <p>10ha未満：市町村(都市計画法第15条第1項)</p>
都市計画法による位置づけ	都市計画法第8条第1項第12号	都市計画法第8条第1項第12号	—	都市計画法第8条第1項第7号
行為制限の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物などの新設増築</li> <li>土地の形質の変更</li> <li>木竹の伐採</li> <li>水面の埋立または干拓</li> <li>政令で定めるもの(法第8条第1項)</li> <li>屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積(令第2条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物などの新設増築</li> <li>土地の形質の変更</li> <li>木竹の伐採</li> <li>水面の埋立または干拓</li> <li>政令で定めるもの(法第14条第1項)</li> <li>屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積(令第2条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物などの新設増築</li> <li>建築物などの新設増築</li> <li>土地の形質の変更</li> <li>木竹の伐採</li> <li>水面の埋立または干拓</li> <li>政令で定めるもの(法第14条第1項)</li> <li>屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積(令第2条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物などの新設増築</li> <li>工作物などの新設増築</li> <li>建築物などの色彩の変更</li> <li>土地の形質の変更</li> <li>木竹の伐採</li> <li>水面の埋立または干拓</li> <li>土石、廃棄物または再生資源の堆積</li> <li>都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為</li> </ul>
手続	都道府県知事(指定都市、中核市においては市長)へ届出(法第8条、第32条)	都道府県知事(指定都市、中核市においては市長)の許可(法第14条、第32条)	市町村長の許可(法第20条)	<p>10ha以上：都道府県知事(指定都市、中核市、特別市にあっては市長)の許可</p> <p>10ha未満：市町村長の許可</p>

土地の買入	買入れ要件	—	特別緑地保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認められるものについては、許可が受けられないため土地の利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入申出があったもの（法第17条第1項）。	—	—
	主体	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県（法第17条第1項）</li> <li>・ 指定都市（法第17条第1項、第32条）</li> <li>・ 中核市（法第17条第1項、第32条）</li> <li>・ 買入を希望する市町村、緑地管理機構（法第17条第2項）</li> </ul>	—	—
国庫補助など	土地の買入れ	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が買入れに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第31条第1項）。</li> <li>・ 補助率 1/3、地方公共団体に対し補助（令第7条）</li> </ul>	—	—
	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が行う緑地の保全に関して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に關して行われるものに限る）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第31条第2項）。</li> <li>・ 補助率 1/2、地方公共団体に対し補助（令各条）。</li> </ul>	—	—	—
	税の優遇措置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税、都市計画税</li> <li>・ 特別土地保有税</li> <li>・ 所得税</li> <li>・ 法人税</li> <li>・ 相続税</li> <li>・ 地価税</li> </ul>	—	・ 相続税など



施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積		現況		⑨整備目標		⑩新規拡 大 (D-B=E)	公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分	
			平成20年 度末現在 (ha) (A)	平成20年 度末現在 (ha) (B)	中間年次 (2016年)平 成28年(ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)	市街化区 域内面積	市街化調 整区域内 面積							
街-1	街区公園	小坂公園	0.27	0.27	0.27	0.27			0.27					三好	
街-2	街区公園	蜂ヶ池公園	0.24	0.24	0.24	0.24			0.24					三好	
街-3	街区公園	天王公園	0.47	0.46	0.47	0.47	0.01		0.47					天王	
街-4	街区公園	東山公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25					天王	
街-5	街区公園	池下公園	0.29	0.29	0.29	0.29			0.29					西部	
街-6	街区公園	向田公園	0.29	0.29	0.29	0.29			0.29					西部	
街-7	街区公園	北井山公園	0.30	0.30	0.30	0.30			0.30					三好丘	
街-8	街区公園	南井山公園	0.26	0.26	0.26	0.26			0.26					三好丘	
街-9	街区公園	井守下公園	0.35	0.35	0.35	0.35			0.35					三好丘	
街-10	街区公園	下り松公園	0.32	0.32	0.32	0.32			0.32					三好丘	
街-11	街区公園	三戸口公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25					三好丘	
街-12	街区公園	堂之後公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25					三好丘	
街-13	街区公園	舟ヶ峪公園	0.30	0.30	0.30	0.30			0.30					三好丘	
街-14	街区公園	緑丘公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25					三好丘	
街-15	街区公園	貝ノ木公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25					三好丘	
街-16	街区公園	ひばりヶ丘公園	0.51	0.51	0.51	0.51			0.51					三好丘	
街-17	街区公園	旭丘公園	-	0.10	0.10	0.10			0.10					三好丘	
街-18	街区公園	みなよし台公園	-	0.16	0.16	0.16				0.16				南部	
街-19	街区公園	新池浦公園	-	0.23	0.23	0.23				0.23				天王	
街-20	街区公園	寺山公園	0.25	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25						北部	
街-21	街区公園	馬堤公園	0.25	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25						北部	
街-22	街区公園	広久伝公園	0.25	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25						北部	
街-23	街区公園	大沢公園	0.25	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25						三好丘	
街-24	街区公園	筋生水洗公園	0.20	0.00	0.20	0.20	0.20			0.20				北部	
街-25	街区公園	丸根公園	0.25	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25						北部	
街-26	街区公園	根浦1号公園	0.22	0.00	0.22	0.22	0.22	0.22						北部	
街-27	街区公園	根浦3号公園	0.52	0.00	0.52	0.52	0.52	0.52						北部	
街-28	街区公園	根浦4号公園	0.21	0.00	0.21	0.21	0.21	0.21						北部	
街-29	街区公園	根浦5号公園	0.20	0.00	0.20	0.20	0.20	0.20						北部	
街-30	街区公園	潮見北公園	-	0.55	0.55	0.55			0.55					北部	
街-31	街区公園	潮見南公園	-	0.49	0.49	0.49			0.49					北部	
街-32	街区公園	中部土地区画整理A	-	0.00		0.69	0.69	0.69						天王	
街-33	街区公園	中部土地区画整理B	-	0.00		0.13	0.13	0.13						天王	
街-34	街区公園	計画(天王)	-	0.00		0.25	0.25	0.25						天王	
街-35	街区公園	計画(中島A)	-	0.00		0.40	0.40	0.40						三好	
街-36	街区公園	計画(中島B)	-	0.00		0.14	0.14	0.14						三好	
街-37	街区公園	計画(中島C)	-	0.00		0.40	0.40	0.40						三好	
街-38	街区公園	計画(三好上)	-	0.00		0.10	0.10	0.10						西部	
街-39	街区公園	計画(打越A)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
街-40	街区公園	計画(打越B)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
街-41	街区公園	計画(打越C)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
街-42	街区公園	計画(打越D)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
街-43	街区公園	計画(細口公園)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
街-44	街区公園	計画(明知)	-	0.00		0.25	0.25			0.25				南部	
<b>計</b>			<b>7.45</b>	<b>6.37</b>	<b>8.98</b>	<b>12.59</b>	<b>6.22</b>	<b>10.50</b>	<b>2.09</b>			<b>0.00</b>			
近-1	近隣公園	三好丘公園	2.80	2.80	2.80	2.80		2.80						三好丘	
近-2	近隣公園	三好丘桜公園	3.80	3.80	3.80	3.80		3.80						三好丘	
近-3	近隣公園	黒笹公園	1.50	1.50	1.50	1.50		1.50						北部	
近-4	近隣公園	森尊公園	1.30	1.30	1.30	1.30		1.30						三好	
近-5	近隣公園	根浦2号公園	1.13	1.13	1.13	1.13		1.13						北部	
<b>計</b>			<b>10.53</b>	<b>10.53</b>	<b>10.53</b>	<b>10.53</b>	<b>0.00</b>	<b>10.53</b>	<b>0.00</b>			<b>0.00</b>			
地-1	地区公園	保田ヶ池公園	11.10	9.80	9.80	13.10	3.30			13.10			2.91	地域計画対象民有林	西部
地-2	地区公園	細口公園	7.00	7.00	7.00	7.00				7.00					南部
地-3	地区公園	福谷公園	3.90	0.00		3.90	3.90			3.90					北部
<b>計</b>			<b>22.00</b>	<b>16.80</b>	<b>16.80</b>	<b>24.00</b>	<b>7.20</b>	<b>0.00</b>	<b>24.00</b>			<b>2.91</b>			
総-1	総合公園	三好公園	70.40	14.80	15.27	70.40	55.60			70.40			37.98	地域計画対象民有林	天王
<b>計</b>			<b>70.40</b>	<b>14.80</b>	<b>15.27</b>	<b>70.40</b>	<b>55.60</b>	<b>0.00</b>	<b>70.40</b>			<b>37.98</b>			
緑-1	緑地	境川緑地	13.90	5.22	13.90	13.90	8.68			13.90					西部
緑-2	緑地	陣取山緑地	0.64	0.64	0.64	0.64			0.64						三好
緑-3	緑地	三好丘緑地	8.80	8.80	8.80	8.80			8.80						三好丘
緑-4	緑地	八和田山緑地	0.62	0.62	0.62	0.62			0.62						西部
緑-5	緑地	福田緑地	0.33	0.33	0.33	0.33				0.33					西部
緑-6	緑地	三好丘緑地1号	-	0.01	0.01	0.01			0.01						三好丘
緑-7	緑地	三好丘緑地2号	-	0.19	0.19	0.19			0.19						北部
緑-8	緑地	三好丘緑地3号	-	0.02	0.02	0.02			0.02						三好丘
緑-9	緑地	三好丘緑地4号	-	0.06	0.06	0.06			0.06						三好丘
緑-10	緑地	三好丘緑地5号	-	0.02	0.02	0.02			0.02						三好丘
緑-11	緑地	三好丘緑地6号	-	0.02	0.02	0.02			0.02						三好丘
緑-12	緑地	三好丘緑地7号	-	0.28	0.28	0.28			0.28						三好丘
緑-13	緑地	三好丘緑地8号	-	0.01	0.01	0.01			0.01						三好丘
緑-14	緑地	三好丘緑地9号	-	0.29	0.29	0.29			0.29						三好丘

施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) (A)	現況 平成20年 度末現在 (ha) (B)	⑨整備目標		公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分
					中間年次 (2016年)平 成28年(ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)	⑩新規拡 大 (D-B+E)	市街化区 域内面積			
緑-15	緑地	三好丘緑地10号	-	0.44	0.44	0.44		0.44			三好丘
緑-16	緑地	三好丘緑地11号	-	0.15	0.15	0.15		0.15			三好丘
緑-17	緑地	三好丘緑地12号	-	0.34	0.34	0.34		0.34			三好丘
緑-18	緑地	三好丘緑地13号	-	0.07	0.07	0.07		0.07			三好丘
緑-19	緑地	三好丘緑地14号	-	0.31	0.31	0.31		0.31			三好丘
緑-20	緑地	三好丘緑地15号	-	1.00	1.00	1.00		1.00			三好丘
緑-21	緑地	三好丘緑地16号	-	0.07	0.07	0.07		0.07			三好丘
緑-22	緑地	三好丘緑地17号	-	0.08	0.08	0.08		0.08			三好丘
緑-23	緑地	森曾緑地	-	0.11	0.11	0.11		0.11			三好
緑-24	緑地	旭丘緑地	-	0.52	0.52	0.52		0.52			三好丘
緑-25	緑地	境川きたよし緑地	9.90	0.00	3.50	9.90	9.90	9.90			北部
緑-26	緑地	根浦1号緑地	-	0.00	3.04	3.04	3.04	3.04			北部
緑-27	緑地	根浦2号緑地	-	0.00	0.44	0.44	0.44	0.44			北部
緑-28	緑地	根浦3号緑地	-	0.00	0.21	0.21	0.21	0.21			北部
緑-29	緑地	根浦4号緑地	-	0.00	1.57	1.57	1.57	1.57			北部
緑-30	緑地	根浦5号緑地	-	0.00	0.23	0.23	0.23	0.23			北部
緑-31	緑地	根浦6号緑地	-	0.00	0.28	0.28	0.28	0.28			北部
緑-32	緑地	潮見緑地	-	0.03	0.03	0.03		0.03			北部
緑-33	緑地	辰己山緑地	-	0.11	0.11	0.11		0.11			北部
緑-34	緑地	計画(長田池)	-	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25			北部
緑-35	緑地	計画(東明神社北)	-	0.00		0.25	0.25	0.25			天王
緑-36	緑地	計画(四井池南)	-	0.00		0.25	0.25	0.25			南部
<b>計</b>			<b>34.19</b>	<b>19.74</b>	<b>37.94</b>	<b>44.84</b>	<b>25.10</b>	<b>19.96</b>	<b>24.88</b>	<b>0.00</b>	
道-1	緑道	前田緑道	1.20	0.77	1.27	1.70	0.93	1.70			天王
道-2	緑道	三吉緑道	0.31	0.31	0.31	0.31		0.31			西部
道-3	緑道	天王緑道	-	0.13	0.13	0.13		0.13			天王
道-4	緑道	愛知用水上部利用	-	0.00	3.90	10.20	10.20	2.50	7.70		
<b>計</b>			<b>1.51</b>	<b>1.21</b>	<b>5.61</b>	<b>12.34</b>	<b>11.13</b>	<b>4.64</b>	<b>7.70</b>	<b>0.00</b>	
<b>都市公園合計</b>			<b>146.08</b>	<b>69.45</b>	<b>95.13</b>	<b>174.70</b>	<b>105.25</b>	<b>45.63</b>	<b>129.07</b>	<b>40.89</b>	

施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) (A)	現況 平成20年 度末現在 (ha) (B)	⑨整備目標		⑩新規拡 大 (D-B=E)	公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分
					中間年次 (2016年) 平成28年 (ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)		市街化区 域内面積	市街化調 整区域内 面積			
公-1	児童遊園	三好上児童遊園	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03				三好
公-2	児童遊園	三好下児童遊園	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05				西部
公-3	児童遊園	三好原児童遊園	-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10				西部
公-4	児童遊園	西一色児童遊園	-	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14		0.01	地域森林計画対象民有林	西部
公-5	児童遊園	明知下児童遊園	-	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09				南部
公-6	児童遊園	打越児童遊園	-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04				南部
公-7	児童遊園	筋生児童遊園	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		0.04	地域森林計画対象民有林	北部
公-8	児童遊園	藤塚児童遊園	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06				北部
公-9	児童遊園	小宮児童遊園	-	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07				北部
公-10	児童遊園	黒笹児童遊園	-	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09				北部
公-11	児童遊園	福谷児童遊園	-	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17		0.07	農用地	北部
	小計		0.00	0.89	0.89	0.89	0.00	0.08	0.81		0.12	
公-12	児童遊園地	三好上児童館遊園地	-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10				三好
公-13	児童遊園地	三好下児童館遊園地	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				西部
公-14	児童遊園地	大慈庵遊園地	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03				西部
公-15	児童遊園地	三好石塚遊園地	-	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07		0.02	農用地
公-16	児童遊園地	福田児童館遊園地	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05				西部
公-17	児童遊園地	打越上遊園地	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				南部
公-18	児童遊園地	打越下遊園地	-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10				南部
公-19	児童遊園地	福谷市場遊園地	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				北部
公-20	児童遊園地	福谷桜ヶ丘遊園地	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				北部
公-21	児童遊園地	福谷吉良戸児童遊園地	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03				北部
公-22	児童遊園地	弥栄神社遊園地	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02			天王
公-23	児童遊園地	弥栄北児童遊園地	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01			天王
公-24	児童遊園地	弥栄北第2児童遊園地	-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04			天王
公-25	児童遊園地	弥栄児童遊園地	-	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23			天王
公-26	児童遊園地	平池北遊園地	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06			三好
公-27	児童遊園地	平池児童遊園地	-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04			三好
公-28	児童遊園地	上ヶ池遊園地	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			天王
公-29	児童遊園地	狐洞児童遊園地	-	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17			三好丘
公-30	児童遊園地	三好丘旭児童遊園地	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			三好丘
公-31	児童遊園地	筋生新田児童公園	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05			北部
公-32	児童遊園地	弥栄第2児童遊園地	-	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07			天王
公-33	児童遊園地	明知上児童遊園地	-	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			南部
	小計		0.00	1.24	1.24	1.24	0.00	0.85	0.39		0.02	
公-34	農村公園	高嶺農村公園	-	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			北部
公-35	農村公園	福田農村公園	-	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.05	地域森林計画対象民有林	西部
公-36	農村公園	明知上農村公園	-	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22			南部
公-37	農村公園	筋生農村公園	-	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24			北部
	小計		0.00	0.82	0.82	0.82	0.00	0.00	0.82		0.05	
公-38	広場	三好地区コミュニティ広場	-	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32			三好
公-39	広場	西部地区コミュニティ広場	-	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60			西部
公-40	広場	天王地区コミュニティ広場	-	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60			天王
公-41	広場	南部地区コミュニティ広場	-	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30			南部
公-42	広場	北部地区コミュニティ広場	-	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66			北部
公-43	広場	上ヶ池ちびっこ広場	-	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83			天王
公-44	広場	新屋ちびっこ広場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			天王
公-45	広場	福田太陽の広場	-	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36			西部
公-46	広場	宝栄地区広場	-	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			天王
公-47	広場	中島住宅広場	-	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40			三好
公-48	広場	東山住宅広場	-	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80			三好
公-49	広場	東陣取山広場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			三好
公-50	広場	東山台広場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			天王
公-51	広場	新屋住宅広場	-	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			天王
公-52	広場	陣取山広場	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02			三好
公-53	広場	あみだ堂広場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			三好丘
公-54	広場	市営福谷住宅広場	-	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08			北部
公-55	広場	東山ゲートボール場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			天王
公-56	広場	打越ゲートボール場	-	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			南部
公-57	広場	三好上ゲートボール場	-	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16			三好
公-58	広場	旭グラウンド	-	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70			三好丘
公-59	広場	水洗広場	-	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24			北部
公-60	広場	名古屋刑務所グラウンド	-	3.04	3.04	3.04	3.04	3.04	3.04			三好丘
公-61	広場	旭住宅広場	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06			三好丘
公-62	広場	サンパワーゲートボール場	-	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47			天王
公-63	広場	県営福谷住宅広場	-	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20			北部
公-64	広場	西一色ちびっこ広場	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.03	地域森林計画対象民有林	西部
公-65	広場	東山ちびっこ広場	-	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.02	農用地	天王
公-66	広場	山伏住宅広場	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06			南部
公-67	広場	明越会館広場	-	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15			西部
公-68	広場	団子山住宅広場	-	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06			南部
公-69	広場	計画(根浦)	-	0.00	0.00	0.25	0.25	0.25	0.25			北部

施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) (A)	現況 平成20年 度末現在 (ha) (B)	⑨整備目標		⑩新規拡大 (D-B-E)	公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分
					中間年次 (2016年) 平成28年 (ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)		市街化区 域内面積	市街化調 整区域 面積			
公-70	広場	計画(西一色A)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			三好
公-71	広場	計画(西一色B)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			西部
公-72	広場	計画(西一色C)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			西部
公-73	広場	計画(西一色D)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			西部
公-74	広場	計画(西一色E)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			西部
公-75	広場	公園(荒畑土地区画整理)	-	0.00		0.04	0.04	0.04				西部
	小計		0.00	15.56	15.56	17.10	1.54	6.01	11.09		0.05	
公-76	学校	三吉小学校	-	1.12	1.12	1.12		1.12				西部
公-77	学校	三好丘小学校	-	1.39	1.39	1.39		1.39				三好丘
公-78	学校	中部小学校	-	1.31	1.31	1.31		1.31				三好
公-79	学校	天王小学校	-	1.12	1.12	1.12		1.12				天王
公-80	学校	南部小学校	-	1.21	1.21	1.21			1.21			南部
公-81	学校	北部小学校	-	1.04	1.04	1.04		1.04				北部
公-82	学校	緑丘小学校	-	1.02	1.02	1.02		1.02				三好丘
公-83	学校	黒笹小学校	-	1.10	1.10	1.10		1.10				北部
公-84	学校	三好中学校	-	1.70	1.70	1.70		1.70				三好
公-85	学校	北中学校	-	1.90	1.90	1.90		1.90				三好丘
公-86	学校	南中学校	-	2.09	2.09	2.09			2.09			南部
公-87	学校	三好丘中学校	-	1.92	1.92	1.92			1.92			北部
公-88	学校	県立三好高校	-	2.95	2.95	2.95		2.95				天王
公-89	学校	県立三好養護学校	-	0.82	0.82	0.82			0.82			南部
	小計		0.00	20.69	20.69	20.69	0.00	14.65	6.04		0.00	
公-90	調整池	新寺田川防災調整池	-	1.64	1.64	1.64		1.64				三好丘
公-91	調整池	井守川調整池	-	1.12	1.12	1.12		1.12				三好丘
公-92	調整池	広久伝調整池	-	0.20	0.20	0.20		0.20				北部
公-93	調整池	広久伝調整池	-	0.35	0.35	0.35		0.35				北部
公-94	調整池	大力池下調整池	-	0.96	0.96	0.96		0.96				北部
公-95	調整池	布袋子川調整池	-	1.40	1.40	1.40		1.40				三好丘
公-96	調整池	上三戸調整池	-	0.08	0.08	0.08		0.08				三好丘
公-97	調整池	名古屋刑務所調整池	-	0.20	0.20	0.20		0.20				三好丘
公-98	調整池	伊保道調整池	-	0.08	0.08	0.08		0.08				北部
公-99	調整池	大坂調整池	-	0.16	0.16	0.16			0.16		0.16	地域森林計画対象民有林 北部
公-100	調整池	根浦調整池	-	0.20	0.20	0.20		0.20				北部
公-101	調整池	2号調整池	-	0.32	0.32	0.32		0.32				天王
公-102	調整池	清水釜調整池	-	0.12	0.12	0.12			0.12			南部
公-103	調整池	蜂ヶ池調整池	-	0.04	0.04	0.04		0.04				三好
公-104	調整池	後田池	-	0.52	0.52	0.52			0.52			南部
公-105	調整池	山伏調整池	-	0.20	0.20	0.20			0.20			南部
公-106	調整池	明知下ハス池	-	0.08	0.08	0.08			0.08			南部
公-107	調整池	平成調整池	-	0.08	0.08	0.08			0.08			南部
公-108	調整池	塩田調整池	-	0.04	0.04	0.04			0.04			西部
公-109	調整池	2号調整池(天王台)	-	0.11	0.11	0.11		0.11				天王
公-110	調整池	1号調整池(園原)	-	0.18	0.18	0.18		0.18				西部
公-111	調整池	2号調整池(園原)	-	0.15	0.15	0.15		0.15				西部
公-112	調整池	1号緑地(荒畑土地区画整理)	-	0.00		0.08	0.08	0.08				西部
公-113	調整池	百々池	-	3.23	3.23	3.23			3.23			南部
公-114	調整池	福田新池	-	1.64	1.64	1.64			1.64			西部
公-115	調整池	馬池	-	0.22	0.22	0.22			0.22			南部
	小計		0.00	13.32	13.32	13.40	0.08	7.11	6.29		0.16	
公-116	市民農園	さんさんの郷	-	3.05	3.05	3.05			3.05			南部
	小計		0.00	3.05	3.05	3.05	0.00	0.00	3.05		0.00	
公-117	保育園	城山保育園	-	0.27	0.27	0.27			0.27			北部
公-118	保育園	筋生保育園	-	0.32	0.32	0.32			0.32			北部
公-119	保育園	天王保育園	-	0.23	0.23	0.23		0.23				天王
公-120	保育園	なかよし保育園	-	0.20	0.20	0.20			0.20		0.01	農用地 西部
公-121	保育園	すみれ保育園	-	0.13	0.13	0.13		0.13				西部
公-122	保育園	わかば保育園	-	0.30	0.30	0.30		0.30				三好
公-123	保育園	打越保育園	-	0.45	0.45	0.45			0.45			南部
公-124	保育園	明知保育園	-	0.36	0.36	0.36			0.36			南部
公-125	保育園	みどり保育園	-	0.24	0.24	0.24		0.24				三好丘
	小計		0.00	2.50	2.50	2.50	0.00	0.90	1.60		0.01	
公-126	緑地	豊田加茂清掃センター	-	2.02	2.02	2.02		2.02				北部
公-127	緑地	四ツ池	-	1.54	1.54	1.54		1.54				北部
公-128	緑地	三好丘旭	-	1.63	1.63	1.63		1.63				三好丘
公-129	緑地	三好青木地区(地区計画緑地)	-	0.78	0.78	0.78		0.78				天王
公-130	緑地	辰己山A(地区計画緑地)	-	0.32	0.32	0.32		0.32				北部
公-131	緑地	辰己山B(地区計画緑地)	-	0.60	0.60	0.60		0.60				北部
公-132	緑地	1号緑地(黒笹)	-	0.46	0.46	0.46		0.46				北部
公-133	緑地	計画(辰己山地区北)	-	0.00		0.25	0.25		0.25			三好丘
	小計		0.00	7.35	7.35	7.60	0.25	7.35	0.25		0.00	
公-134	墓園	みよし市やすらぎ墓園	-	0.82	0.82	0.82		0.82				北部
	小計		0.00	0.82	0.82	0.82	0.00	0.82	0.00		0.00	

施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) (A)	現況 平成20年 度末現在 (ha) (B)	⑨整備目標		⑩新規拡 大 (D-B=E)	公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分
					中間年次 (2016年) 平成28年 (ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)		市街化区 域内面積	市街化調 整区域 内面積			
公-135	公共公益施設	みよし市役所	-	0.18	0.18	0.18	0.18					三好
公-136	公共公益施設	みよし市民病院 さんりふれ	-	1.21	1.21	1.21		1.21				西部
公-137	公共公益施設	みよし市立中央図書館	-	0.12	0.12	0.12	0.12					三好
公-138	公共公益施設	文化センター サンアート	-	0.24	0.24	0.24	0.24					三好
公-139	公共公益施設	黒笹ふれあいセンター	-	0.14	0.14	0.14	0.14					北部
公-140	公共公益施設	福田ふるさとふれあいセンター	-	0.20	0.20	0.20		0.20				西部
公-141	公共公益施設	明知下ふるさとふれあいセンター	-	0.37	0.37	0.37		0.37				南部
	小計		0.00	2.46	2.46	2.46	0.00	0.68	1.78		0.00	
公-142	供給処理施設	三好ヶ丘浄化センター	-	0.22	0.22	0.22	0.22					三好丘
公-143	供給処理施設	高嶺配水場	-	0.06	0.06	0.06	0.06					三好丘
公-144	供給処理施設	福谷浄化センター	-	0.01	0.01	0.01		0.01				北部
公-145	供給処理施設	黒笹浄化センター	-	0.07	0.07	0.07	0.07					北部
公-146	供給処理施設	三好ヶ丘第6ポンプ場	-	0.01	0.01	0.01	0.01					北部
公-147	供給処理施設	筋生浄化センター	-	0.01	0.01	0.01		0.01				北部
公-148	供給処理施設	新田浄化センター	-	0.01	0.01	0.01		0.01				北部
公-149	供給処理施設	明知上浄化センター	-	0.01	0.01	0.01		0.01				南部
公-150	供給処理施設	打越浄化センター	-	0.03	0.03	0.03		0.03				南部
公-151	供給処理施設	明知家庭排水処理場	-	0.06	0.06	0.06		0.06				南部
公-152	供給処理施設	福田浄化センター	-	0.02	0.02	0.02		0.02				西部
	小計		0.00	0.51	0.51	0.51	0.00	0.36	0.15		0.00	0
<b>公共施設緑地計</b>			<b>0.00</b>	<b>69.21</b>	<b>69.21</b>	<b>71.08</b>	<b>1.87</b>	<b>38.81</b>	<b>32.27</b>		<b>0.41</b>	

施設緑地の整備目標個別調書

様式-2

図面対象 番号	種別	名称	位置	都市計画 決定面積		現況		⑨整備目標		⑩新規拡 大 (D-B=E)	公園・緑地の位置 (目標年次)		備考	地域制緑地と 重複する面積 (地域制緑地の 種類)	地域区分	
				平成20年 度末現在 (ha) (A)	平成20年 度末現在 (ha) (B)	中間年次 (2016年) 平成28年 (ha) (C)	目標年次 (2023年) 平成35年 (ha) (D)	市街化区 域内面積	市街化調 整区域 内面積							
民-1	神社寺院	明知神明宮	みよし市明知町	-	0.58	0.58	0.58			0.58				0.58	地域計画対象民有林	南部
民-2	神社寺院	大覚寺	みよし市打越町	-	0.84	0.84	0.84			0.84						南部
民-3	神社寺院	光明寺	みよし市明知町	-	0.34	0.34	0.34			0.34						南部
民-4	神社寺院	八柱社(明知)	みよし市明知町	-	0.23	0.23	0.23			0.23						南部
民-5	神社寺院	神明社(福田)	みよし市福田町	-	0.88	0.88	0.88			0.88				0.88	地域計画対象民有林	西部
民-6	神社寺院	神明社(打越)	みよし市打越町	-	0.41	0.41	0.41			0.41				0.41	地域計画対象民有林	南部
民-7	神社寺院	宝林寺	みよし市打越町	-	0.38	0.38	0.38			0.38						南部
民-8	神社寺院	法光寺	みよし市明知町	-	0.35	0.35	0.35			0.35						南部
民-9	神社寺院	薬師堂・神明社(西一色)	みよし市西一色町	-	0.66	0.66	0.66			0.66				0.66	地域計画対象民有林	西部
民-10	神社寺院	無量寺	みよし市筋生町	-	0.27	0.27	0.27			0.27				0.05	地域計画対象民有林	北部
民-11	神社寺院	筋生神社	みよし市筋生町	-	0.76	0.76	0.76			0.76				0.48		北部
民-12	神社寺院	筋生不動明王	みよし市筋生町	-	0.27	0.27	0.27			0.27						北部
民-13	神社寺院	末広稲荷大明神	みよし市福谷町	-	0.50	0.50	0.50			0.50				0.26	地域計画対象民有林	北部
民-14	神社寺院	御岳神社(福谷)	みよし市福谷町	-	2.76	2.76	2.76			2.76				2.63	地域計画対象民有林	北部
民-15	神社寺院	八柱社(福谷)	みよし市福谷町	-	1.13	1.13	1.13			1.13				0.76	地域計画対象民有林	北部
民-16	神社寺院	御岳神社・観音寺(黒笹)	みよし市福谷町	-	0.57	0.57	0.57			0.57				0.20	地域計画対象民有林	北部
民-17	神社寺院	八幡神社(黒笹)	みよし市福谷町	-	0.90	0.90	0.90		0.90					0.44	地域計画対象民有林	北部
民-18	神社寺院	法春寺	みよし市黒笹町	-	0.21	0.21	0.21			0.21				0.21	地域計画対象民有林	北部
民-19	神社寺院	佛西寺	みよし市福谷町	-	0.23	0.23	0.23			0.23						北部
民-20	神社寺院	福谷寺	みよし市福谷町	-	0.15	0.15	0.15			0.15						北部
民-21	神社寺院	満福寺	みよし市三好町	-	0.92	0.92	0.92			0.92	0.92					三好
民-22	神社寺院	八幡社(三好)	みよし市三好町	-	0.98	0.98	0.98			0.98	0.98			0.83	地域計画対象民有林	三好
民-23	神社寺院	興願寺	みよし市三好町	-	0.47	0.47	0.47			0.47	0.47					西部
民-24	神社寺院	弥栄神社	みよし市三好町	-	0.14	0.14	0.14			0.14	0.14					天王
民-25	神社寺院	秋葉神社(打越)	みよし市打越町	-	0.30	0.30	0.30			0.30	0.30					南部
小計				0.00	15.23	15.23	15.23	0.00	3.41	11.82				8.39		
民-26	ゴルフ	コンフォートゴルフクラブ	みよし市西陣取山	-	1.02	1.02	1.02			1.02						南部
民-27	ゴルフ	三美ヶ丘ゴルフセンター		-	1.88	1.88	1.88			1.88						北部
民-28	ゴルフ	嵐桜ゴルフクラブ		-	1.35	1.35	1.35		1.35							三好
民-29	ゴルフ	三好カントリー倶楽部		-	106.98	106.98	106.98			106.98						北部
小計				0.00	111.23	111.23	111.23	0.00	1.35	109.88				0.00		
民-30	幼稚園	三好文化幼稚園	みよし市三好町	-	0.10	0.10	0.10			0.10						天王
民-31	幼稚園	東山幼稚園	みよし市三好町	-	0.05	0.05	0.05			0.05						天王
民-32	幼稚園	三好桃山幼稚園	みよし市西陣取山	-	0.14	0.14	0.14			0.14						三好
民-33	幼稚園	ベル三好幼稚園	みよし市三好丘	-	0.10	0.10	0.10			0.10						三好丘
民-34	幼稚園	三好丘聖マゲレット幼稚園	みよし市三好丘桜	-	0.20	0.20	0.20			0.20						三好丘
民-35	幼稚園	まこと第2幼稚園		-	0.09	0.09	0.09			0.09			0.09			北部
小計				0.00	0.68	0.68	0.68	0.00	0.59	0.09				0.00		
民-36	広場	トラック協会	みよし市福谷町	-	4.19	4.19	4.19			4.19						北部
民-37	広場	日本ガイシ三好グラウンド	みよし市福谷町	-	0.64	0.64	0.64			0.64						北部
小計				0.00	4.83	4.83	4.83	0.00	0.00	4.83				0.00		
民-38	学校	東海医療工学専門学校	みよし市三好丘旭	-	0.01	0.01	0.01			0.01						三好丘
民-39	学校	東海学園大学	みよし市福谷町	-	8.92	8.92	8.92			8.92						北部
民-40	学校	愛知大学	みよし市福谷町	-	7.15	7.15	7.15			7.15						北部
小計				0.00	16.08	16.08	16.08	0.00	0.01	16.07				0.00		
民-41	緑地	三好黒笹研究開発団地		-	0.69	0.69	0.69			0.69						北部
小計				0.00	0.69	0.69	0.69	0.00	0.00	0.69				0.00		
民間施設緑地合計				0.00	148.74	148.74	148.74	0.00	5.36	143.38				8.39		



# 5. 景観と緑の美しい三好のまちづくりに 関するアンケート

※本アンケート調査は、市制施行前に実施したものであることから、本文中の表現は当時のまま「三好町」と表現しています。

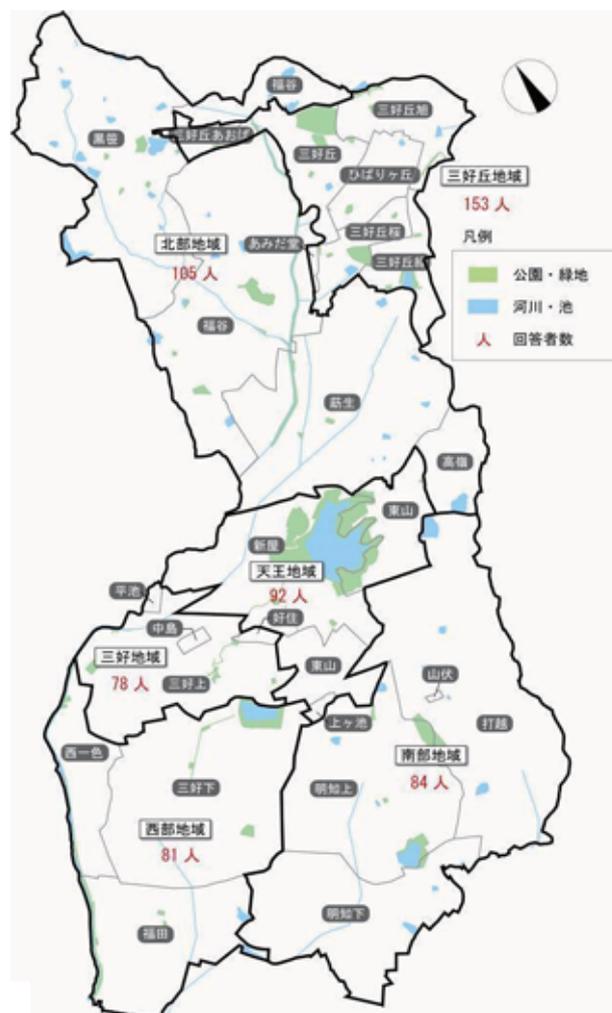
## 1. 調査概要

- ◆調査目的：美しい三好のまちづくりをめざすにあたり、街の「景観」と、その重要な部分の「緑」に関して、町民の意見を踏まえ、本町の景観づくりや緑の創出、公園づくりなどを計画的に進めるための基礎資料とすることを目的とする。
- ◆調査対象：三好町在住の20歳以上の町民1,100名（住民基本台帳による無作為抽出）  
町役場都市計画課窓口100通
- ◆調査実施：平成19年9月（9/7 発送、9/30 回答締め切り）
- ◆回答結果

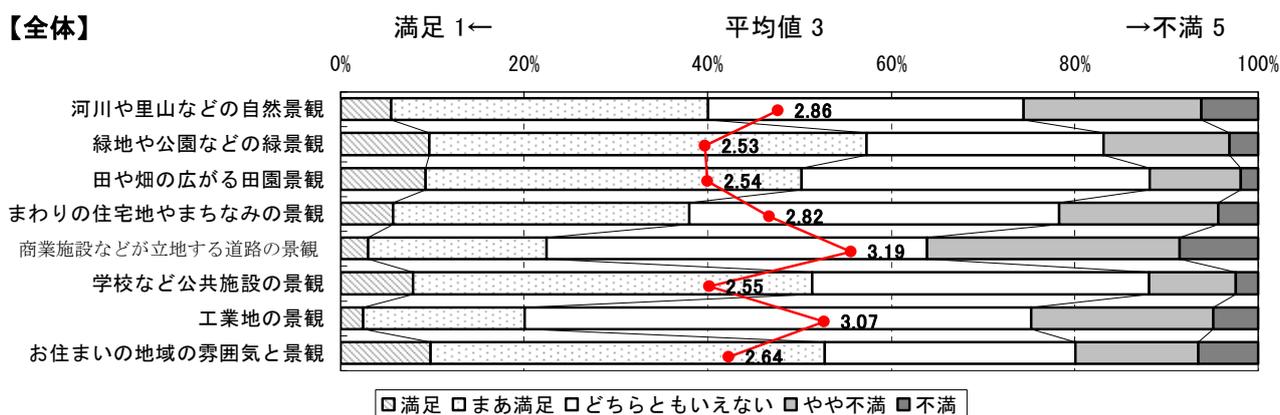
	発送対象	回収数	回収率
郵送	1,094(不通6除く)	551	50.4%
役場窓口	100	55	55.0%
計	1,194	606	50.7%

## 2. 回答者属性

- 【性別】 男性 256 (42%)、女性 334 (55%)  
で女性がやや多い。※不明 16 (3%)
- 【年齢】 40歳代(22%)が最も多く、次いで60歳代・50歳代と続き、概ね各年代バランスのとれた構成となっているが、20歳代(8%)の回答がやや少ない。
- 【職業】 会社員・公務員・団体職員が約4割を占め、次いで専業主婦・主夫、パート・アルバイト・派遣社員などの順となっている。
- 【行政区】 在住の行政区について得た回答を地域別にまとめたところ、三好丘地域の割合がやや高いものの、全体にバランスのとれた回答を得ることができた。
- 【居住歴】 30年以上の居住者が4割を超え、20年～30年未満を加えると、6割近くが20年以上の居住歴がある。



### 3. 美しいと感じる景観について



【全体】 「公園や緑地」「田園」「公共施設」「地域の雰囲気」は比較的満足度の高い結果となったが、「商業施設などが立地する道路」「工業地」については、不満に感じている人が多かった。

【北部】 概ね全体と同様の傾向となっているが、「工業地」「緑地や公園」「まわりの住宅地やまちなみ」の不満度が高かった。

【三好丘】 「商業施設などが立地する道路」の不満度は全体よりも高いが、「緑地や公園」「まわりの住宅地やまちなみ」「お住まいの地域の雰囲気」は満足度が高かった。

【天王】 全体とほぼ同様の傾向となっている。

【三好】 概ね全体と同様の傾向となっているが、「まわりの住宅地やまちなみ」の不満度がやや高かった。

【西部】 全体と比べ、「緑地や公園」「商業施設などが立地する道路」の景観に対する不満度が高かった。

【南部】 「田や畑」と「工業地」は満足度が高く、「まわりの住宅地やまちなみ」に対しては不満度が高かった。

### 4. 三好町の景観について、好きな（美しい）ところ、嫌いな（改善して欲しい）ところ

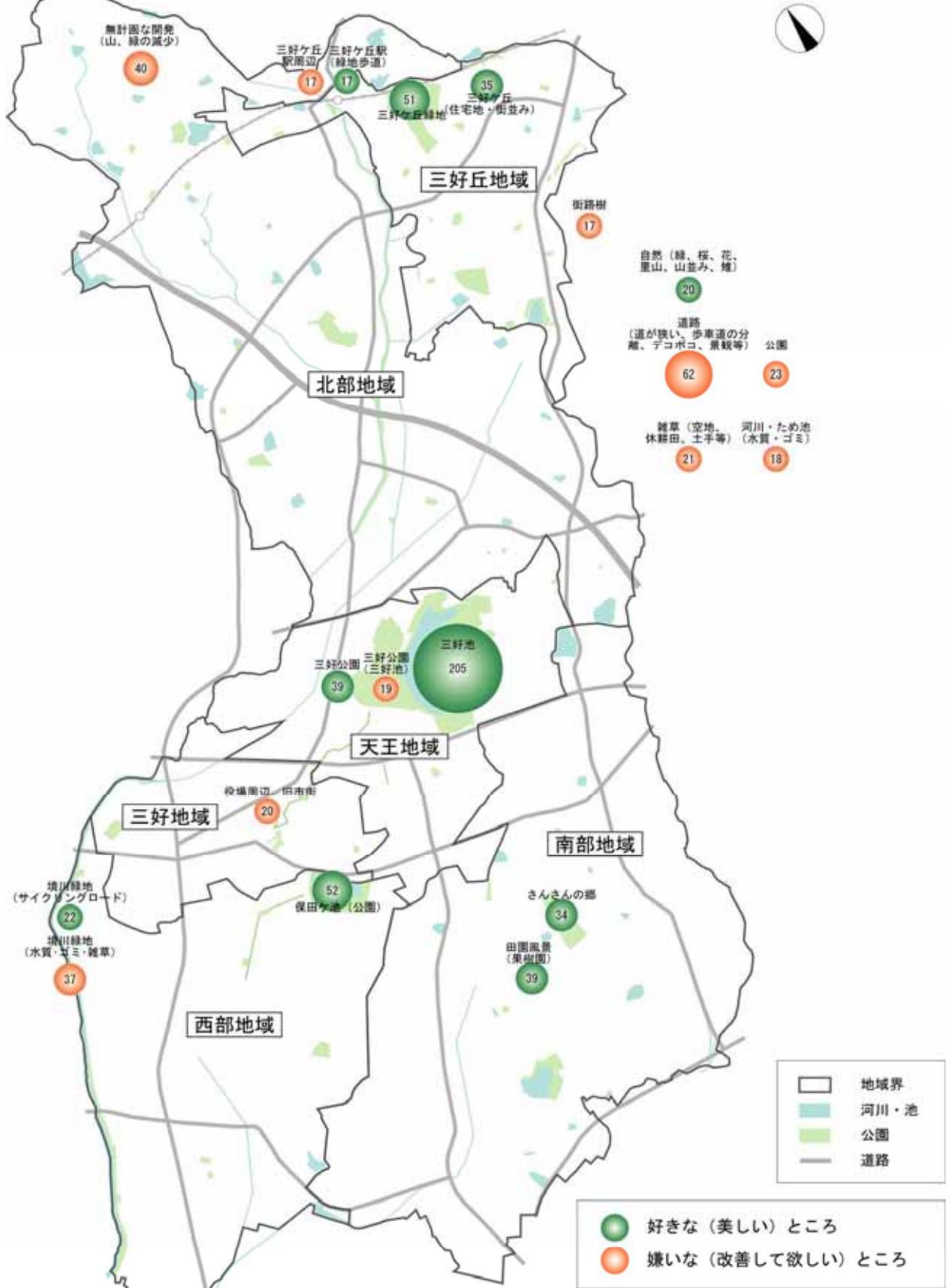
#### ◎ 好きな（美しい）ところ

順位	項目	件数
1	三好池	205
2	保田ヶ池（公園）	52
3	三好ヶ丘緑地	51
4	三好公園	39
4	田園風景（果樹園）	39
6	三好ヶ丘（住宅地・街並み）	35
7	さんさんの郷	34
8	境川緑地（サイクリングロード）	22
9	自然（緑、桜、花、里山、山並み、雉）	20
10	三好ヶ丘駅（緑地歩道）	17

#### ◎ 嫌いな（改善して欲しい）ところ

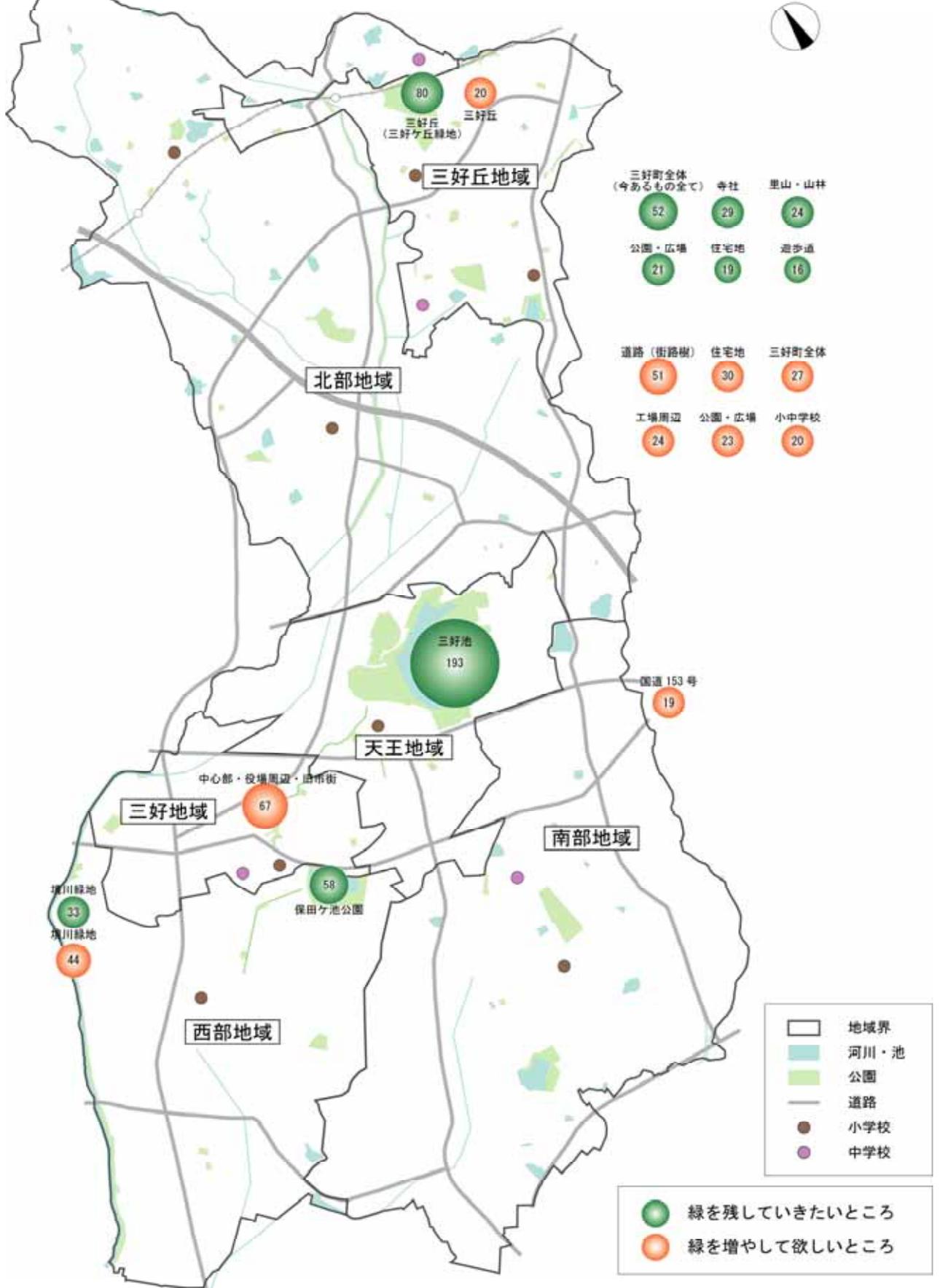
順位	項目	件数
1	道路（道が狭い、歩車道の分離、デコボコ、景観など）	62
2	無計画な開発（山、緑の減少）	40
3	境川緑地（水質・ゴミ・雑草）	37
4	公園	23
5	雑草（空地、休耕田、土手など）	21
6	役場周辺、旧市街	20
7	三好公園（三好池）	19
8	河川・ため池（水質・ゴミ）	18
9	街路樹	17
9	三好ヶ丘駅周辺	17

三好町の景観について、好きな(美しい)ところ、嫌いな(改善して欲しい)ところ





三好町の緑について、今後も緑を残していきたいところ、緑を増やして欲しいところ



## 7. 美しい景観づくりをおこなっていくために、大切だと思うこと

### 【全体】

選択肢（3つまで）	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 色やデザインが統一感のあるまちなみ	95						
2. 建築物や工作物の高さや形	47						
3. 屋外広告物（看板）の大きさ・形・デザイン	56						
4. 川や水面をきれいにする	233						
5. 花や緑の多い公園や緑地を増やす	210						
6. 電柱や電線類の地中化	136						
7. 現存する緑の手入れ、管理	255						
8. 自転車や違法駐車のを防ぎ	112						
9. 道路の街路樹を増やす	132						
10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	279						
11. 田や畑の手入れ、管理	86						
12. 特になし	5						
13. その他	13						
無回答	16						
計	1,675						

【全体】 ほぼ半数の人が「資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ」と回答し、次いで「現存する緑の手入れ、管理」「川や水面をきれいにする」がそれぞれ4割程度の回答を得た。

【北部】 「現存する緑の手入れ、管理」「川や水面をきれいにする」よりも「花や緑の多い公園や緑地を増やす」と回答する人が多かった。

【三好丘】 全体とほぼ同様の結果となった。

【天王】 「現存する緑の手入れ、管理」を大切だと考える人が最も多かった。

【三好】 「資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ」と回答した人が半数を超えた。

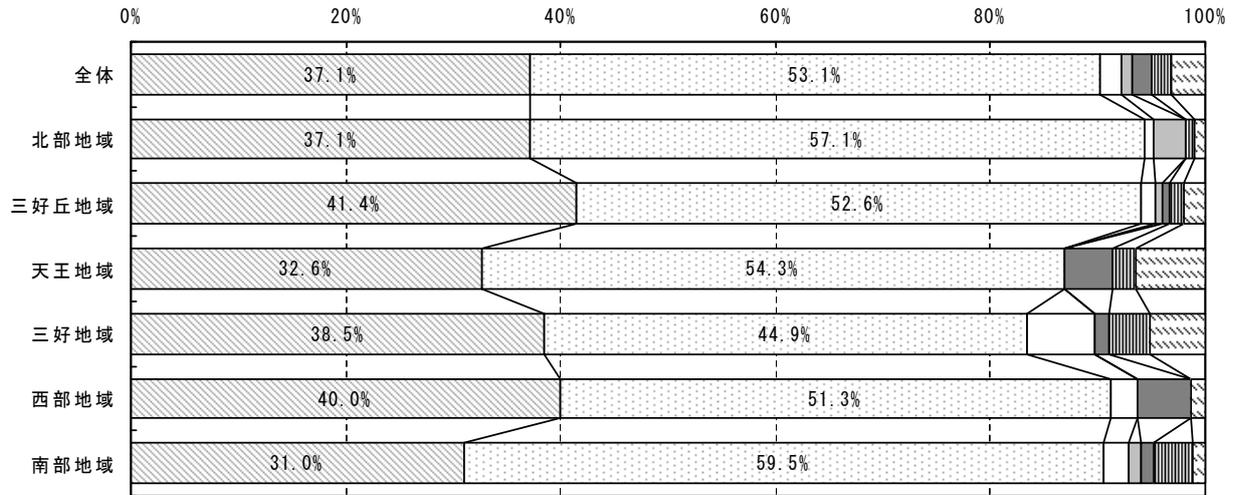
【西部】 「資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ」「現存する緑の手入れ、管理」「川や水面をきれいにする」がほぼ同数の回答を得た。

【南部】 「現存する緑の手入れ、管理」が半数の回答を得たが、3位の「川や水面をきれいにする」の割合は比較的低かった。

### ◎上位3位の傾向

地域	1	2	3
全体	10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	7. 現存する緑の手入れ、管理	4. 川や水面をきれいにする
北部	10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	5. 花や緑の多い公園や緑地を増やす	7. 現存する緑の手入れ、管理
三好丘	10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	7. 現存する緑の手入れ、管理	4. 川や水面をきれいにする
天王	7. 現存する緑の手入れ、管理	4. 川や水面をきれいにする	
		10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	
三好	10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	4. 川や水面をきれいにする	5. 花や緑の多い公園や緑地を増やす
西部	4. 川や水面をきれいにする	7. 現存する緑の手入れ、管理	
		10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	
南部	7. 現存する緑の手入れ、管理	10. 資材やごみの不法投棄や放置を防ぐ	4. 川や水面をきれいにする

## 8. 緑の保全や緑化の取り組むべき方向について



- 積極的に緑を増やしていくべきである
- 少なくとも現状を維持していくべきである
- 特に保全する必要もなく、自然のなりゆきにまかせる
- 開発を優先させ、緑が減るのはやむをえない
- わからない
- その他
- 無回答

【全体】 少なくとも現状維持していくべきである」が 5 割以上、「積極的に緑を増やしていくべきである」が 4 割近くあり、ほとんどの人が緑の保全と緑化の推進を必要と感じている。

【地域別】 地域による傾向の顕著な違いはなく、全地域で 8 割以上の人々が、緑の保全と緑化の推進を必要と感じている。

## 9. 緑の保全や緑化に取り組むために重点をおくべきだと思うこと

### 【全体】

選択肢（3つまで）	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%
1. 公園の整備または充実	290							
2. 街路樹などの道路緑化	267							
3. 河川敷や堤防などの水辺の緑化	241							
4. 庭先、生垣などの住宅敷地の緑化	67							
5. 役場や学校などの公共施設の緑化	128							
6. 工場や事業所の緑化	121							
7. 地域の人々による緑化活動	136							
8. 山林の保全・管理	186							
9. 田や畑の保全・管理	115							
10. 特にない	11							
11. その他	8							
無回答	22							
計	1,592							

【全体】 「公園」「街路樹」「水辺」がそれぞれ4割以上の回答を得た。

【北部】 「水辺」が5割を超え、次いで「山林」「公園」「街路樹」の順となっている。

【三好丘】 「公園」「街路樹」が5割、「水辺」が4割を超え、上位3位が他項目より目立って多い。

【天王】 「公園」が5割以上、「街路樹」が4割以上の回答を得た。

【三好】 全体同様「公園」「街路樹」「水辺」がそれぞれ4割以上の回答を得た。

【西部】 「公園」「街路樹」「水辺」の上位3位のうち、「公園」がやや高い割合となった。

【南部】 「公園」「街路樹」「山林」の順となった。

## 10. どのように利用できる公園が欲しいか

### 【全体】

選択肢（3つまで）	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. スポーツ・レクリエーションのできる公園	189			31.3%		
2. さんさんの里のような貸し農園のある公園	56		9.3%			
3. 自然の川や山林をいかした公園	317			52.6%		
4. 地区のお祭りやイベントができるような公園	59		9.8%			
5. 防災に役立つ公園	157		26.0%			
6. 幼児や小学生が遊べる身近な公園	238			39.5%		
7. 花がいっぱいの公園	170			28.2%		
8. 散策や休憩・休息のできる公園	400			66.3%		
9. その他	26	4.3%				
無回答	22	3.6%				
計	1,634					

【全体】 「散策や休憩・休息のできる公園」が7割近くと最も多く、次いで約5割が「自然の川や山林をいかした公園」、約4割が「幼児や小学生が遊べる身近な公園」、約3割が「スポーツ・レクリエーションのできる公園」と回答した。

【北部】 概ね全体と同様の傾向となったが、「幼児や小学生が遊べる身近な公園」が5割近くとやや高かった。

【三好丘】 「散策や休憩・休息のできる公園」を望む人が7割を大きく超え、目立って多かった。

【天王】 ほぼ全体と同様の傾向となった。

【三好】 ほぼ全体と同様の傾向となった。

【西部】 概ね全体と同様の傾向となったが、「散策や休憩・休息のできる公園」の割合がやや低く、「幼児や小学生が遊べる身近な公園」の割合がやや高かった。

【南部】 概ね全体と同様の傾向となったが、「スポーツ・レクリエーションのできる公園」の割合が全地域中最も高かった。

## 11. 美しい景観づくりをおこなうために必要なルールについて

### 【全体】

選択肢（3つまで）	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	
1. 美しく住みよい景観づくりのためであれば、建物や敷地に関する、ある程度の規制はやむを得ない。	279								
2. 建物の高さを規制するルール	178								
3. 建物や看板などの色合い（原色は使用しないなど）やデザインなどのルール	205								
4. 看板や広告物などの大きさや設置場所のルール	337								
5. 敷地や塀の緑化のルール	104								
6. 敷地の端から建物の壁までの距離を規制するルール	77								
7. その他のルール	34								
8. 景観づくりのためとは言え、個人の建物や敷地にルールを設けるべきではない。	92								
無回答	39								
計	1,345								

【全体】 回答者の6割近くが「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」が必要だと感じており、5割近くは「美しく住みよい景観づくりのためであれば、建物や敷地に関する、ある程度の規制はやむを得ない」と考えている。

【北部】 回答者の6割近くが「美しく住みよい景観づくりのためであれば、建物や敷地に関する、ある程度の規制はやむを得ない」と考えている。

【三好丘】 全体とほぼ同様の傾向となっているが、「美しく住みよい景観づくりのためであれば、建物や敷地に関する、ある程度の規制はやむを得ない」と考えている人が5割を超えた。

【天王】 回答者の6割近くが「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」、4割近くが「建物や看板などの色あいやデザインなどのルール」が必要だと感じているが、「美しく住みよい景観づくりのためであれば、建物や敷地に関する、ある程度の規制はやむを得ない」と考えている人は比較的少なかった。

【三好】 傾向は全体とほぼ同様となっているが、割合はそれぞれやや低い。

【西部】 全体と概ね同様の結果となった。

【南部】 傾向は全体とほぼ同様となっているが、割合はそれぞれやや低い。

## 12. 緑を守り、増やしていくために必要な仕組みについて

### 【全体】

選択肢（3つまで）	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	
1. 生垣や庭木を植える場合に費用の一部を助成する	169								
2. 町民が参加しやすい緑化活動を企画する	310								
3. 山林を緑化活動の場にできるよう斡旋する	148								
4. 町と住民、あるいは、住民同士が緑化について協定を結ぶ	92								
5. 町民の緑化活動にかかる費用の一部を助成する	202								
6. 緑化モデル地区を指定する	169								
7. その他	49								
8. 特にない	65								
無回答	35								
計	1,239								

【全体】 回答者の半数が「町民が参加しやすい緑化活動の企画」、次いで3割程度が「町民の緑化活動にかかる費用の一部の助成」が必要と考えている。

【北部】 回答者の半数が全体同様「町民が参加しやすい緑化活動の企画」と考えているが、次いで3割程度は「町民の緑化活動にかかる費用の一部の助成」と「山林を緑化活動の場にできるよう斡旋する」が必要と考えている。

【三好丘】 全体とほぼ同様の結果となった。

【天王】 全体と似通った傾向となっているが、「山林を緑化活動の場にできるよう斡旋する」ことを必要と考える人がやや多かった。

【三好】 全体とほぼ同様の結果となった。

【西部】 全体とほぼ同様の結果となったが、「緑化モデル地区指定」「生垣や庭木を植える場合に費用の一部を助成」もそれぞれほぼ3割の回答を得た。

【南部】 全体とほぼ同様の結果となった。

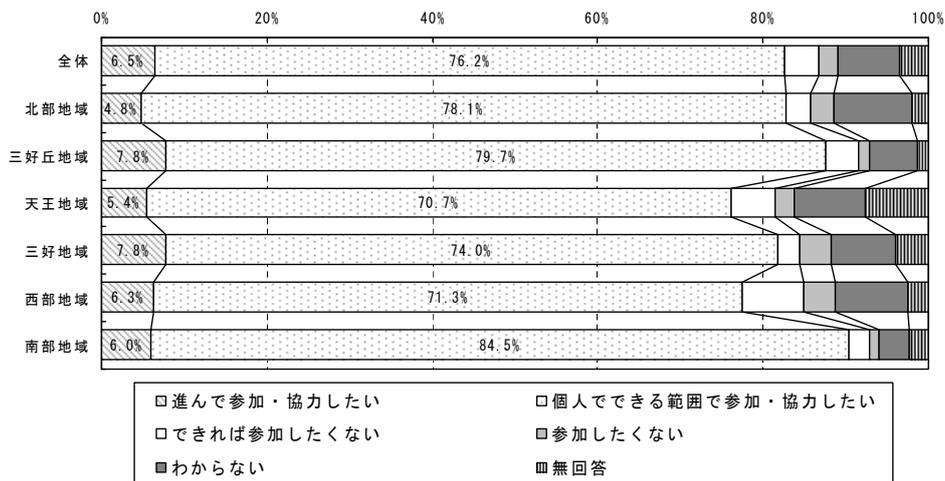
### 1.3. 地域の活動への取り組み、参加意欲



- 住民、民間企業、行政など地域に関わる人同士の話し合いによる景観のルールづくり
- ゴミを捨てないなどのマナーの向上
- 自分の住んでいる家やその周りを周囲の景観に配慮してつくる
- 地域で定期的に清掃活動などに取り組む
- その他
- 特に活動は必要ない
- 無回答

【全体】 回答者の半数以上が「ゴミを捨てないなどのマナーの向上」と回答し、目立って多い。次いで2割程度が「住民、民間企業、行政など地域に関わる人同士の話し合いによる景観のルールづくり」、1割程度が「地域で定期的に清掃活動などに取り組む」と回答した。

【地域別】 三好丘を除く全地域で半数以上、三好丘でも4割以上が「ゴミを捨てないなどのマナーの向上」と回答し、全ての地域で2割程度が「住民、民間企業、行政など地域に関わる人同士の話し合いによる景観のルールづくり」が必要と感じている。



- 進んで参加・協力したい
- 個人でできる範囲で参加・協力したい
- できれば参加したくない
- 参加したくない
- わからない
- 無回答

【全体】 「個人でできる範囲で参加・協力したい」と「進んで参加・協力したい」をあわせると8割以上が参加の意向を示している。

【地域別】 全地域で7割以上、南部では8割以上が「個人でできる範囲で参加・協力したい」と回答し、全ての地域でまちづくり活動への高い参加意向が示された。

## 6. みどりと景観計画策定の経緯

年月	項目	内容
平成19年8月	平成19年度第1回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	三好町緑の基本計画の策定に向けて
9月	「景観と緑の美しい三好のまちづくりに関するアンケート」の実施	実施期間：平成19年9月7日～30日 調査対象：三好町在住の20歳以上の町民1,100人、町役場都市計画課窓口100人
10月	景観・みどりのフィールドワークの実施	景観やまちの緑について住民による現地調査（フィールドワーク）を実施。 場所：福谷大坂周辺
平成20年1月	平成19年度第2回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	景観と緑についての現状とアンケート結果について
3月	平成19年度第3回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 基礎資料編の追加・改定について 2. 課題の整理について 3. 今後の流れ
7月	平成20年度第1回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 課題の整理 2. 景観計画および緑の基本計画における基本理念、基本目標および基本方針について
10月	平成20年度第2回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 緑の将来像図について 2. 緑地の配置および都市緑化に関する計画（系統別・地域別配置案）について
12月	平成20年度第3回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 景観形成の方向性について 2. 良好な景観形成に関する基本方針について
平成21年3月	平成20年度第4回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	素案全体のまとめについて
7月	平成21年度第1回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 前年度のまとめについて 2. 課題の整理について 3. 策定スケジュールについて 4. 建築物の現況調査手法について
9月	平成21年度第2回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. 建築物の現況調査 2. アクションプランについて
12月	平成21年度第3回 三好町緑の基本計画策定委員会開催	1. アクションプランについて 2. 条例の進捗状況について
平成22年2月	平成21年度第4回 みよし市緑の基本計画策定委員会開催	1. アクションプランについて 2. 条例について
3月	平成21年度第5回 みよし市緑の基本計画策定委員会開催	1. みどりと景観計画について 2. アクションプランについて

※計画策定中に市制施行したため、表中の表現は当時のままとしています。

